

○岡山市SDGs推進本部設置規程

平成25年11月25日

市訓令甲第163号

改正 平成26年4月16日市訓令甲第74号

平成27年5月1日市訓令甲第95号

平成28年8月2日市訓令甲第141号

平成30年6月12日市訓令甲第126号

平成30年7月4日市訓令甲第132号

令和2年4月17日市訓令甲第56号

令和4年2月16日市訓令甲第4号

令和4年5月27日市訓令甲第22号

令和7年5月21日市訓令甲第36号

(設置)

第1条 2005年以来, 岡山地域全体で実践を行ってきたESD活動を促進させる取組を推進するとともに, その成果を踏まえ, SDGs(持続可能な開発のための目標)の実現に向けた取組を全庁を挙げて推進するため, 岡山市SDGs推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 推進本部は, 次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) SDGs及びESDに係る情報共有に関すること。
- (2) 各局区室のSDGs及びESD事業の推進に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

(組織構成)

第3条 推進本部は, 本部長, 副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は, 市長とし, 会務を総理する。

3 副本部長は, 副市長(市民協働局担当)をもって充て, 本部長を補佐し, 本部長に事故のあるときは, その職務を代理する。

4 本部員は、別表第1に掲げる者及び本部長が別に指名する者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 推進本部の会議の議長は、本部長がこれに当たる。

3 本部長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の担当事務に関する個別的事項を検討するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 代表幹事は、SDGs・ESD推進課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第3に掲げる者をもって充てるほか、別表第4に掲げる者に委嘱する。

5 幹事会の会議は、代表幹事が必要があると認めたとき招集する。

6 代表幹事及び幹事は、必要があると認めたときは会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 代表幹事は、専門的な事項又は特に重要な事項について調査検討させるため、必要に応じて、幹事会に関係職員で構成する部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、SDGs・ESD推進課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年市訓令甲第74号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年市訓令甲第95号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年市訓令甲第141号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年市訓令甲第126号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年市訓令甲第132号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年市訓令甲第56号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年市訓令甲第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年市訓令甲第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年市訓令甲第36号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

副市長(市民協働局担当以外) 危機管理監 政策局長 総務局長 財政局長 市民協働局長 北区長 中区長 東区長 南区長 スポーツ文化局長 保健福祉局長 保健福祉局健康衛生担 当局長 岡山っ子育成局長 環境局長 産業観光局長 産業観光局産業政策担当局長 都市 整備局長 都市整備局都市・公園担当局長 下水道河川局長 会計管理者 消防局長

別表第2(第3条関係)

水道事業管理者 市場事業管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 第一農業委員会担当局長 議会局長
--

別表第3(第5条関係)

危機管理室長 市長公室長 政策局次長 総務局次長 財政局次長 市民協働局次長 スポー ツ文化局次長 保健福祉局次長 岡山っ子育成局次長 環境局次長 産業観光局次長 都市 整備局次長 下水道河川局次長 会計管理室長 政策企画課長 総務法制企画課長 財政企
--

画総務担当課長 市民協働企画総務課長 SDGs・ESD推進課長 北区役所総務・地域振興課長 中区役所総務・地域振興課長 東区役所総務・地域振興課長 南区役所総務・地域振興課長 スポーツ振興課長 保健福祉企画総務課長 こども企画総務課長 環境企画総務課長 経済企画総務課長 都市企画総務課長 下水道経営企画課長 会計課長

別表第4(第5条関係)

消防局次長 水道局次長 市場事業部事業長 教育委員会事務局次長 議会局次長 消防局消防総務部消防企画総務課長 水道局総務部企画総務課長 市場事業部総務担当課長 教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課長 選挙管理委員会事務局選挙担当課長 人事委員会事務局任用担当課長 監査事務局監査担当課長 第一農業委員会事務局総務・農政担当課長 議会局総務課長